

令和7年第5回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月11日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		・議長諸般報告
		・総務産業常任委員長報告
		◎村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	認定第1号	令和6年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	認定第2号	令和6年度占冠村公営企業会計決算認定について
日程第6	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	議案第1号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第9	議案第2号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第3号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第4号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第5号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第6号	占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第14	議案第7号	令和7年度占冠村一般会計補正予算（第7号）
日程第15	議案第8号	令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第9号	令和7年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第10号	令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第11号 令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第19 議案第12号 令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
 日程第20 議案第13号 令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	7番	小尾雅彦君			

○欠席議員（1人）

6番 小林潤君

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬																	
総務課	長	三浦康幸	企	画	商	工	課	長	平岡卓														
農林課	長	鈴木智宏	建	設	課	長	岡崎至可																
住民課	長	伊藤俊幸	福	祉	子	育	て	支	援	課	長	石坂勝美											
トマム支所	長	阿部貴裕	会	計	管	理	者	合	田	幸													
総務担当主幹	幹	野原大樹	財	務	担	当	主	幹	橘	佳	則												
税務担当主幹	幹	小瀬敏広	企	画	担	当	係	長	鈴木隼														
商工観光担当主幹	幹	竹内清孝	広	報	統	計	担	当	係	長	大谷淳貴												
地域振興対策室主幹	幹	松永真里	農	業	担	当	主	幹	杉岡裕二														
林業振興室係長	長	坂本龍哉	建	築	担	当	主	幹	嵯峨典子														
環境衛生担当主幹	幹	蠣崎純一	下	水	道	担	当	主	幹	中島辰男													
戸籍担当主幹	幹	細川明美	戸	籍	担	当	主	幹	八木香織														
国保医療担当係長	長	久保璃華	保	健	予	防	担	当	主	幹	岡本叔子												
村立占冠診療所主幹	幹	佐々木智猛	社	会	福	祉	担	当	係	長	川口晃平												
介護担当主幹	幹	佐久間敦	子	育	て	支	援	室	主	幹	森田梅代												
（教育委員会）																							
教	育	長	多	田	淳	史	教	育	次	長	木	村	恭	美									
社	会	教	育	担	当	主	幹	上	島	早	苗	学	校	教	育	担	当	係	長	渡	邊	舞	子
（農業委員会）																							
事	務	局	長	鈴	木	智	宏																
（選挙管理委員会）																							

書記長 三浦 康幸
(監査委員)

監査委員 藤本 重克 監査委員 下川 園子
事務局 長 高桑 浩

○出席事務局職員

事務局 長 高桑 浩 係 長 田 中 健士郎

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

令和7年、最終の定例会となりますが、本日はよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和7年第5回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、細谷誠議員。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。

議会運営委員会より御報告申し上げます。

去る11月25日及び12月2日に議会運営委員会を開催し、令和7年第5回定例会に関わる付議事件、会期及び議事日程等の審議を行うとともに、一般質問について審議いたしました。

今期定例会に提出された案件は、村長提出案件として承認2件、議案13件の計15件であります。

委員長提出案件は、認定2件であります。

一般質問につきましては、通告期限までに4議員から通告があり、質問の順序は、会議規則等運用例に基づき、通告順とすることといたしました。

なお、質問の要旨は、あらかじめ配付したとおりであります。

これを踏まえ、今期定例会における会期は本日12月11日から、12月12日までの2日間といたします。

議事日程日割等は、あらかじめ配付したとおりであります。

最後に、円滑な議事運営に御協力賜ります

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、7番、小尾雅彦議員、1番、大谷元江議員を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり本日12月11日から12月12日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月11日から12月12日までの2日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（高桑浩君） 御手元の審議資料

1 ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、認定第1号から議案第13号までの17件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

2 ページをお開きください。

令和7年第4回占冠村議会定例会以降の議員の動向は、9月22日、議会広報特別委員会以下記載のとおりです。

11ページをお開きください。

11ページから12ページは、令和7年度、令和7年8月分の例月出納検査結果。

13ページから14ページは、令和7年度、令和7年9月分の例月出納検査結果。

15ページから16ページは、令和7年度、令和7年10月分の例月出納検査結果です。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 次に、議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任副委員長、小尾雅彦議員。

○総務産業常任副委員長（小尾雅彦君） 本日、総務産業常任委員会、小林委員長が欠席しておりますので、副委員長の私より御報告申し上げます。

御手元の審議資料8ページにおいて、編纂時点で報告書の作成が間に合わなかったため、別途配布としまして、本日8ページのみ机上配付させていただきましたので、そちらを御覧願います。

読み上げて報告といたします。

令和7年12月11日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。

占冠村議会総務産業常任委員会委員長、小林潤。

所管事務調査に関する調査報告について。

このことについて、次のとおり所管事務調査を実施したので報告する。

記、1、調査期日については、令和7年11月28日金曜日です。

2、調査事項。

(1) トمام地区移住定住促進村有住宅整備状況等調査。

(2) 除雪トラック納入状況調査。

(3) 湯の沢温泉給湯ボイラー取り替え状況等調査。

3、調査経過。

調査に当たっては、村長、副村長及び各担当者の同行により、現地説明及び各種書類を確認し実施した。

4、内容についてです。

(1) トمام地区移住定住促進村有住宅整備状況等調査。

第2トمام団地における火災後の復旧について、担当者より説明を受けるとともに、現地にて復旧状況を確認しました。

経過としては、令和5年12月11日に2棟のうち1戸から出火し、当該住宅が全焼、隣接する1戸が煤汚損や水漏れ等により、いずれも居住不可能となったため、令和7年度において、全焼した住宅の復旧新築工事、隣接住宅の外壁及び内装等補修工事が行われたものである。

調査日時点においては工期中でありましたが、現地確認の結果、両棟共に適正に施工されていることを確認しました。

なお、当該住宅については、公営住宅法適用外の村有住宅となり、入居者の応分の負担により、ストーブやボイラー等の諸設備を初期段階から設置するとともに、家賃についても既存民間賃貸住宅の相場を勘案して決定することとされており、明年の早い段階での入居開始に向け準備を進めているとのことであっ

た。

については、村民の住居確保に資するためにも、工事竣工後は遅滞なく諸手続を進められるよう求めるものである。

(2) 除雪トラック納入状況調査。

本格的な除雪シーズンを控え、本年3月に納品された除雪トラックについて、担当者から説明を受けるとともに、現車を確認しました。

旧車両は平成16年度に取得後20年が経過し、走行距離数も31万キロメートルに到達したことに加え、老朽化に伴い修繕費用も増嵩傾向にあることから、現車に更新したものである。

車両については、仕様書どおり納品されていることを確認するとともに、旧車と比較し、機能性や操作性が大幅に向上し、調査に同席したオペレーターからも運用に関しては良好である旨の評価が述べられたところである。

今後においては、長期的な使用を考慮した上で、車両整備には万全を期するとともに、安心安全な冬期道路交通を確保するためにも、事故防止のための注意喚起の徹底など、引き続き委託業者に対する指導に努められたい。

(3) 湯の沢温泉給湯ボイラー取り替え状況等調査。

本年7月の定期点検で経年劣化を原因とするボイラー内部の穴あきが発見されたため、10月に取り替え工事が施工されたことから、担当者及び指定管理者からの説明を受けるとともに、現地にて設置状況等を確認し、仕様書どおりに納品、設置されていることを確認した。

今後においても施設の稼働維持に向け、各種ボイラー機器をはじめとした諸設備の計画的なメンテナンスに努めるとともに、中長期的視点に立った、修繕更新計画の策定を検討されたい。

5、調査の継続。

総務産業常任委員会での調査結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料4ページになります。

1、報告事項であります、本日配付の資料をご覧ください。

1、報告事項。

(1) 持続可能な森づくりに関する基本合意書締結について。

本件については、去る11月25日の全員協議会において御説明させていただきましたが、この度、株式会社NTTドコモ、株式会社テミクス・グリーン、占冠村の3者により、Jークレジットに係る「持続可能な森づくりに関する基本合意書」を締結いたしました。

締結式は、12月1日に執り行い、株式会社NTTドコモからは東京本社より坪谷常務執行役員ほか役職員、株式会社テミクス・グリーンからは古森代表取締役社長ほか役職員の御臨席を賜りました。

この基本合意書は、ゼロカーボンの実現を目的として、株式会社NTTドコモの技術を活用した林業機械による実証、村有林の整備及び環境保護活動を可視化・発信する等の事業に取り組むとともに、株式会社テミクス・

グリーンの林政・林業ソリューションを活用した林政・林業分野のDXを推進するものです。

具体的には、村有林整備による二酸化炭素吸収量の増加を活用したJ-クレジットの創出、スマート林業機械の実証、スマート林業の推進による作業効率化の実現、村内児童生徒を対象とした環境教育の充実などを連携して進めることを定めています。

今後は、村有林の二酸化炭素吸収量に関する詳細調査を実施のうえ事業ごとに覚書を締結し、段階的に事業を進めてまいります。

本取組は、息の長い社会的意義の大きいプロジェクトであると確信しております。引き続き、議会議員並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 住民懇談会の開催について。

今年度の住民懇談会は、11月5日から11月13日の間において開催し、村内6会場で計30名の御参加をいただきました。

今年度は、全国で熊被害が拡大していることから、6月に開催した「ヒグマ市街地侵入対応訓練について」を各地区共通の話題としたほか、本村のヒグマ対策等について御報告いたしました。

また、その後の懇談では、地域の実情や困りごとなど課題を共有することができ、課題解決に向けた有意義な意見交換の場となりました。

住民懇談会は、住民の皆様と直接顔を合わせ、地域の課題や将来のあり方について意見交換ができる貴重な機会であることから、私も重要な取組と考えております。

こうした対話の積み重ねを通じて村政への住民参加を進め、今後の施策や見直しにつなげていきたいと改めて感じたところです。

今回頂いた御質問や、普段なかなか気づく

ことができない地域特有の課題、各種の要望、意見について、直ちに改善できるものは速やかに対応し、予算措置が必要なものについては新年度予算に計上するなど、より良い村づくりのための施策につなげてまいります。

次に、2の主な用務等ではありますが、9月19日、令和7年第4回占冠村議会定例会以降の行動については、7ページまで記載のとおりであります。

7ページの3、入札につきましては、記載のとおり11件を執行しております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時26分

○議長（児玉眞澄君） 清流大学学生の皆さん、おはようございます。

本日は、年末定例会恒例の傍聴を頂きまして、ありがとうございます。

これより各議員による一般質問を行いますので、御清聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

はじめに2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 発言のお許しを頂きましたので質問させていただきます。

12月の広報によれば村の人口は1,258人ということで、いつまでもこの村で暮らし続け

ていくことができるための施策が求められております。

まず、10月5日観音元村長が亡くなりました。ここで謹んでお悔やみ申し上げます。

思えば村長在任期間、JR石勝線開通に合わせてトマムにリゾートを誘致し、山菜工場を展開し、ニニウサイクリングターミナル、湯の沢温泉、道の駅、コミプラ、物産館などを整備し、さらに占冠和牛の基盤を築き、トマムに診療所と歯科診療所を開設し、トマム小中学校、トマム支所を改築し、高速道道東道の青写真を描くなど、たくさんの職場と雇用と繁栄を生み出し、今日の占冠の礎を築きました。

その中には、時代の流れとともに姿を変えたり、消えたりしたものもありますが、我々は今でも、観音さんの遺産の中で行政を進めております。

田中村長も当時は現場の中核におられ、共に業績を積み上げてこられました。

このような観音行政なるものについて、村長から総括的な評価、感想を伺う、これが1点で、我々は観音さんの残したものをさらに発展させ、後世の世代に繋ぎ、村民の福祉の増進を図っていくような施策をさらに展開していかなければならないと考えておりますが、どのように発展させていくお考えなのか村長の考えをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

観音元村長の訃報に接し、葬儀にも参列させていただきましたが、改めて故人の御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

私は、小川元村長の時に占冠村へ奉職をしております。

この間、5人の村長にお仕えをしてきまし

たが、それぞれ占冠村のため、そして住民のためとの思いは、同じエネルギーだったと思っています。

それぞれ濃淡はあったと思いますが、その時代、時代に即した政策を一生懸命取り組んでいたと感じています。

そうした中で、私が評価することは大変おこがましいと思っております。

御質問の観音元村長については思い出話などを申し上げて、答弁に代えさせていただきたいと思っております。

観音元村長とは、産業課長時代に直接の部下として、山菜加工場の創成期とともに、本村の特産品として成長することを目指し頑張りました。

小川元村長が亡くなり、後継者として村長選挙に当選され、観音村政が始まりましたが在任された5期20年の間、様々な行政に携わり、いろいろなことを教えていただきました。

私が携わってきたものとしては、国鉄石勝線の開通、石勝高原トマムスキー場開発、アスペン市との姉妹都市締結、全国ハンディキャップスキー大会、国際環境観光会議、ふれあいの道事業など、高度経済成長の中、卓越したリーダーシップを持って村政運営を進められ、大きな功績を残された方だと思っています。

占冠村の発展のため、これまで頑張ってきた全ての方々に感謝をし、残された功績を後世へと引き継いでいかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 共に頑張っている村をつくっていきたいと思っております。

次ですが、去る9月の21日未明、北海道に接近した前線を伴う低気圧の影響により、一

部トマム地区で大雨や突風等による自然災害が発生いたしました。

今議会における補正予算で、学校や公共施設関係における対応は予算措置がなされておりますが、民間においてもかなりの被害があったようです。

現在、把握している総体的な被害状況を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

暴風災害の状況ですが、公共施設関係の被害としては、トマムを中心とした倒木、公営住宅の物置や街路灯、学校施設の破損などがあり、議員の皆様のご理解により、専決処分にて速やかに対応を進めさせていただいたところでございます。

これらの災害復旧に要した総額は、補正予算第6号のとおり、約1,000万円となっております。

そのほか罹災等におきましては、ミナトマム前の電話ボックスのガラス破損、上トマム地区の電線の断線等が確認されたところです。

また、住宅の車庫の損壊などの一部家庭における災害、ビニールハウスの倒壊などの農業被害のほか、占冠村商工会から村内事業者における複数の被害報告をいただいているところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 今、村長からもありましたけども10月1日付で占冠村商工会から、大雨や突風等による自然災害被害への支援に関する要望についてと題する、要望書、嘆願書と言うんですかね、それが上がってきています。

村の経済、商工業の停滞は、今や村の基幹産業となった観光、この部門の進展を著しく

妨げる要因となりますので、迅速な支援対策も必要でないかと考えております。

その辺、村長どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 前線を伴った低気圧が北海道を通過した影響で、トマム地区での突風などによる自然災害が発生したのは、御承知のとおりであります。

10月1日、占冠村商工会より大雨や突風等による自然災害被害への支援に関する要望書の提出があり、その中で会員事業所7件の被害が確認されたとの報告を受けております。

要望としましては、一つが災害被害における支援制度の拡充。

二つ目が営業再開、経営再建に向けた支援措置。

三つ目が罹災証明書の発行についてございました。

占冠村商工会に対し、商工会としての支援や、北海道商工会連合会等の支援の有無について確認をしたところ、今回の自然災害において商工会としての支援はしないとのことございました。

要望を受け、本村の対応を検討いたしましたが、自然災害に対する既存の支援制度がないことから、国、北海道、各種団体等や他自治体等の状況、財政等を見極め、商工会と連携を密にしながら、有効な支援措置について検討する旨回答をしているところです。

個人、農業施設も含めて、各々の施設については、各々の保険等による対応を基本としつつ、商工業者に対する今後の対応としましては、占冠村商工振興事業補助金交付規則の一部改正を行い、商工会が行う事業者支援に対する支援を予算の範囲内で行うこととしています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） なるべく早い迅速な支援をお願いいたします。

次に、11月3日の道新朝刊において2025年1月1日時点の住民基本台帳での住民に占める外国人の割合が占冠村では、36.6パーセントであるとの記事が掲載されました。

実に3人に1人が外国の方であるという状況で、多様な文化的背景をもつ人々が相互理解を深め、共生を進めていく取組が一段と求められている状況にあると思います。

残念ながら3月の執行方針や9月の村長の所信表明には、この点に関する記述は見られなかったのですが、やはり日本語教育だとか、ごみ分別などの村民と共生していくための対策が急がれるのではないかなと考えます。この点、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人との共生についての御質問でございますが、木村議員が言われるとおり、本村の外国人比率は36.6パーセントで全国1位との報道がなされました。

北海道のトップ5を見ますと、2位が赤井川村、3位が倶知安町、4位が留寿都村、5位がニセコ町ということで、1月1日現在の比率を用いていることから、スノーリゾートを持つ自治体が上位を占めています。

本村の推移を見てみますと、10年前の平成27年1月1日現在の外国人は71人、外国人比率で5.8パーセント、5年前の令和2年が516人31.2パーセント。そして、令和7年が、582人、36.6パーセントとなっており、平成29年のクラブメッド北海道トマムの開業が外国人の増加の大きな要因であります。

私は地域経済の維持のためにも、外国人との共生は不可欠であると思っております。

外国人対応については、必要性を感じていることであり、昨年は外国人向けのごみ分別方法講習会や公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターと連携した、北海道外国人相談センター移動相談会を開催いたしました。

また、北海道外国人相談センターのチラシを窓口に備え付け、在留資格、労働問題、健康保険、年金、税金、運転免許、教育、結婚、離婚など生活の困り事について、北海道外国人相談センターにお繋ぎをする体制を整えているところです。

今年度は、12月21日に占冠村公民館、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターと連携して、「占冠カルチャー交流DAYスリランカ文化を楽しもう」の開催を予定しています。

この催しは、本村在住のスリランカの方々の協力を得て、スリランカの料理体験とランチ交流、スリランカの歌、お話し、ゲームを通して文化交流を行う内容となっており、こういった取組から様々な繋がりが生まれることを期待しているところです。

また、アスペンとの姉妹都市提携による交流は本村の多文化共生の礎となっていると感じています。

今後も季節移動はあるものの、一定数の外国人が占冠村で生活するものと考えていることから、多様な文化的背景をもつ人々が、相互理解を深めることは重要と考えており、外国人従業員を受け入れる事業所、警察や教育委員会、支援機関との連携を図りながら、多文化共生に努めてまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 対応を急いでいただきたいと思っております。

それでは次に、村の介護保険給付状況を伺

いたいと思います。

村の要支援を含む要介護認定者の推移を見れば、令和2年度は59人、3年度は65人、4年度は60人、5年度は55人、6年度は58人と一定の方がおられます。

先日の令和6年度決算審査時の参考資料で令和4年度から令和6年度の介護サービス受給状況を見れば、村の小規模多機能型居宅介護施設を利用している方の利用件数、並びに給付額は、減り続けております。

これはこの施設の利用者登録数の推移を見ても、令和5年度が23人、令和6年度が17人、最近では11人と減り続けていることから推測されることでもあります。

一方、在宅にて訪問サービスを利用されている方は利用件数、給付額いずれも増加傾向にあります。

これを見ると、明らかに村が今提供している介護サービスと要介護認定者が求めているサービスに乖離があると思われます。

この状況を村長はどう考えているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 介護施策の状況についてであります。小規模多機能型居宅介護施設とま〜るは、住み慣れたこの村で継続して生活していただくために、24時間365日体制で支援を行う地域密着型の介護施設です。

通い、訪問、宿泊の三つのサービスを柔軟に組み合わせることが可能で、利用者の心身の状況や生活環境に配慮しながらその人に合った支援を行っています。

とま〜るで行う訪問事業は、安否確認、家事支援、外出支援、服薬確認などを行っており、令和6年度実績で月平均208回訪問をしています。御指摘のとおりとま〜るの利用者数は減少傾向にあります。

要因としては、死亡、入院、村外への施設入所などの減少と利用することに抵抗感があるといった理由等が新規利用者が増えていないことが挙げられます。

一方で、訪問リハビリや訪問看護といった、村外の事業所からの訪問サービスが増えていることも御指摘のとおりです。

理由としては、まだとま〜るを利用するほどではないものの、何らかのサービスが必要な場合が挙げられます。

例を挙げると、訪問リハビリでは、生活環境や身体能力に合わせた個別のリハビリを受けることができます。

また、訪問看護では、カテーテル管理、人工腹膜透析管理、褥瘡処置などの医療措置が行われています。

とま〜るの訪問事業と村外事業者の訪問リハビリ、訪問看護では、それぞれサービス内容に違いがあります。

いずれのサービスもいつまでもこの村で住み続けるためにそれぞれ必要なものですし、個々の身体の状況によって利用の増減はあるものと考えております。

村として唯一の福祉施設であるとま〜るを中心としながら、その他のサービスも並行して住民の皆さんに対する福祉サービスを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 答弁がございましたが、実際にはとま〜るで見てもらえないから認定者がおられるって言うか、実際には本当に認知症がひどかったり、あと結局、要介護度が本当に高い人は、はじかれてしまうっていう状況だと思うんですけども、やはり認知症がひどかったり、世話をしてくれる身内のいない介護度の高い人は心ならずもこの村を

離れていかなければならないということになるのです。

やっぱり、いつまでもこの村で暮らし続けていくことができるような、より一層深い対策が必要かなと考えるのですが、その辺村長どう思いますか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

一般的には、認知症が進んだ場合はグループホームへの入所、介護度の高い方は特別養護老人ホームへの入所などが考えられますが、両施設とも占冠村には無いことから、現状では施設入所の場合は、村から離れることになります。

高齢者福祉施設を取り巻く状況は、全国的にも厳しくなっています。特に支える側の人手不足、人材不足の問題が深刻で、周辺の事業所においても施設閉所や事業縮小といった状況も見受けられます。

維持管理が困難な状況であるため、占冠村では新たな福祉施設を運営する方向ではありません。

現状のままだと、この村で生活し続けることが難しくなりますので、そうならないように住民一人一人に介護予防に取り組んでいただくことが必要だと思っております。

現在、地域包括支援センターで行っている手仕事カフェでは、認知症予防の取組を実施しています。

また、小規模多機能型居宅介護施設とま〜るは、住み慣れたこの村で継続して生活していただくための介護施設です。

重度になる前の予防として、とま〜るを積極的に活用していただくことは非常に効果的だと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 新しい施設を造れということを行っているわけじゃなくて、やっぱり今住んでいるところ、そこを何とかずっと暮らし続けていけられるような、お手伝いなり、サービスなり、そういうことでいつまでもこの村で暮らしていく方法が考えられないのかなということ言ってるわけなんで。次のテーマにいきますけども、村の24基金のうち特定目的以外に使われる基金であり、村の貯金ともいべき財政調整基金と地方債の返済に充てる減債基金、この2基金の合計額がだんだん減ってきています。

決算年度末現在高の推移を見れば、令和3年度では、5億1,973万6,000円。令和4年度では、5億468万円。令和6年度は、3億9,174万9,000円とどんどんこのように減少してきているわけです。

財政法等での特別な規定はありませんし、実質公債費比率、実質赤字比率等の自治体財政健全化を図る指標には抵触するわけではありませんが、一応基準財政規模の5パーセント、これはどれぐらいかっていうと、一応村の基準財政規模が約18億で5パーセントということは、約1億になるんですが、この合計額がこの1億を下回ると、道庁からヒアリングがあってちょっと嫌みを言われるってことがあるらしいんです。その辺ちょっとよくわかんないですけども、そういうことがあったり、令和6年度の決算を見ると、平成10年代にもあったようなんですが、徐々に減債基金からの繰り出しが見られました。

行政も一般家庭もやっぱり貯金というのが大事で、財調のこととか村長に聞きますと、無駄を省く財政運営と有利な起債を利用してどんどん積み増しをしていくという答弁が繰り返されてきているわけなんですけども、幾ら有利な起債を利用していっても、無駄遣い

が重なれば貯金がなかなか貯まらないということだと思えます。

さらなる厳正的確な財政運営を行い、将来のためこれら基金の積み増しをたくさん図って貯金をつくってほしいと私は思うんですけれども、村長の考えを聞きまして、今日の一般質問を私は終わろうと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） それではお答えをしたいと思いますのですが、財政運営についてですけれども、村政執行方針でも述べさせていただいたとおり、歳入に見合った歳出を財政運営の基本として取り組んでおりますが、住民サービスに欠かせない委託業務や人件費、村有施設維持に必要な光熱水費など、必要性が高い経常的支出が多く、加えて物価高騰の影響もあり、経常経費の増大と基金残高の減少が課題となっていることは議員御指摘のとおりでございます。

これらの課題に対応するため、引き続き補助事業の積極的な活用、有利な起債や貸付金の検討、ふるさと納税の増収、それから魅力ある地域づくりを通じた人口増による税収増を目指します。

また、観光振興に必要な財源を確保するため、令和8年度からの徴収を目指した宿泊税の準備を進めております。

そして、これらの施策を推進するためには官民を問わず地域の人材が必要不可欠であることから、地域企業振興条例を活用した人材育成事業の推進や、職員研修等を積極的に進めてまいります。

以上のような政策を総合的に進めながら、持続可能な財政運営に努め、一般財源を減らす取組を続け、基金の積み増しに努めてまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊議員の一般質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

続いて、7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） それでは、通告内容に沿いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目です。ガバメントハンターの正職員化についてであります。

この質問は以前に細谷議員も質問されているんですが、大分情勢も変わってきているということで、お許しいただきたいと思えます。

現在、村の野生鳥獣対策を専門とする職員2名は、会計年度任用職員と地域おこし協力隊員の身分であります。

専門性の高い職種のガバメントハンターは、道内でも札幌市をはじめ、空知管内の沼田町ですとか、渡島管内の森町等で4市町村での配置があります。

先般、新聞報道でも紹介されておりました。その内容からすると占冠村は、先進的な事例として紹介されておまして、国におきましても今後、全国的にこのガバメントハンターの配置を支援していくという方針だそうです。

そこで昨今の緊急銃猟対応ですとか、村の猟区の運営等で、多忙を極めております野生鳥獣専門職員2名を長く本村に留まっただき、業務を遂行できるよう配慮が要されると思えます。

村長の政策の実現ですとか、村政の執行方針の達成のためにも、正職員化が要されますが、村長の考えを伺いたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員の御質問にお答えをいたします。

本年11月14日に、熊被害対策等に関する関係閣僚会議において取りまとめられました熊被害対策パッケージや、同日付で総務省と環境省の連名で発出された通知によりますと、対象となる職務の内容や責任などに応じて、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、臨時非常勤職員の中から、適切な制度を選択すべきものであることと示されております。

本村では通常の有害駆除におけるヒグマ対策においても、追い払いか捕獲かなどの判断や、地元警察や関係機関との連絡、連携、現場での捕獲従事者への指示などを行っている野生鳥獣専門員の職責は非常に重責であり、議員御指摘の正職員化についても、検討課題であるとの認識にあります。

国の財政支援や各種手当など、大枠で示されており、確認する事項が多くありますが、専門員の処遇等の見直しなど、これからも検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 村長の答弁では、前向きな検討要素ということでお話がありました。

現状は賃金においてもそうだと思うんですけど、退職金も積立て要素が現状ではない状態です。

今後の熊対策の内容からすると、国のほうもここまで方針転換されていますので、人件費の支援制度の創出もあったように聞いておりますので、前向きな検討をぜひお願いしたいと思います。

質問2であります。道東自動車道の工事関係についてです。

村内の高速道路の4車線化に伴う工事が今年度より本格的に施工されております。

それに伴いまして、大手ゼネコン関係の工事関係の宿舍が、私の知り得る限りでは村内に関連業者も含めて7か所ほど設置されているやに思われます。

一つ目の質問につきましては、今後10年程度は、高速道路特需で工事が続く予定でありますけれども、村はこの工事関係宿舍等に対して、固定資産税の課税措置を考慮してどこまで把握して準備されているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

高速道路に関わる工事関係宿舍等の課税であります。

固定資産税の賦課期日が、毎年1月1日基準であることから、課税年度の前年中までに村内の巡回確認や、建築担当からの建築確認申請状況を確認して、新築、増築状況を把握しております。

その上で、評価対象家屋に該当した場合は速やかに評価をして課税をするという状況であります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 準備をなされているということですが、来年度の令和8年度になるかと思うんですけども、やはり先立って4車線の工事が施行されている十勝圏域を参考にされて課税するのであれば、家屋評価か償却資産評価、これどちらかを選択されるのではないかなと思うんですけども、どちらかを選択され、7か所ほどある工事関係宿舍の概算でどれぐらいの課税評価になるか、把握されているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 4車線化工事が現在十勝から順次進んでいることから同様事例を確認するため、既に課税されている清水町と新得町、南富良野町に状況確認をしたところ、3町全てで償却資産で課税しているとのこととあります。

本村においても、本年1月1日以降に建築されていることから、令和8年1月1日を基準として令和8年度から課税となり、令和8年1月以降に事業者から償却資産で申告頂く予定です。

課税額につきましては、申告による取得額をもって課税していくことから、現時点では確認できておりません。

毎年12月末に償却資産申告の依頼を開始し、1月末までを申告期限としていることから、それ以降に課税額が判明するものと思われません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 前例に従っての評価償却資産の選択をされるという話なんですけども、宿舍の大きい建物については、1億円以上の建設費がかかっているというようなことも言われてました。そういう建設費の多大な経費は、特にこの評価については関係ないんでしょうか。その点伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 私の知っている限りでは家屋評価についてこの仮設建物を家屋で評価すべきとの根拠としては、家屋評価手引き等により1年以上継続して存在する仮設建物は、家屋として取り扱うことが適当とされておりますけれども、一方で地方税法の施行に関する取り扱いにおいても、事業用家屋で資産区分が構築物として経理されているもの

は、その区分の不明確な部分は償却資産とするのが適当ということになっております。

議員、現場見られていると思いますが、仮設建物ってということで、基礎が木杭を入れて仮設建物として事業資産として申告をするというのが今のやり方だと思うんですが、それから建築費、家屋評価については、資材費だけですから建築費、今でいう一般の住宅でも例えば3,000万かかっても、建物の資材、壁の値段とか屋根であるとか基礎の値段とか、資材にかかった分だけを評価して評価額になり、そして課税をすると。一般的に家屋評価でも工事費の6割程度が家の評価額ということで評価をしていることが多いわけです。

ですから、労務費とかそういったものは評価に入っていないということで、1億であっても下がって、企業として償却資産で申告をするということになっているんだと思います。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので一般質問させていただきます。

質問の1でございます。ゼロカーボンシティ宣言後の成果ということで、占冠村は令和4年6月16日にゼロカーボンシティ占冠を宣言いたしました。この宣言は、地球温暖化による近年の猛暑や豪雨災害などの異常気象が二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加が原因との考えであります。

脱炭素化社会に向け、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために行動しようという趣旨であります。占冠村で宣言してから3年が経過いたしました。この間の成果等について次の観点からお伺いいたします。

(1) でございます。二酸化炭素削減の成果とその把握の方法をお聞きしたいと思います。

すが、どのような成果が得られたかお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

国による2050年、カーボンニュートラル脱炭素社会の実現の宣言以降、日本国内では加速的に脱炭素への機運が高まり、本村としても自然豊かな占冠村を次世代に引き継ぐために村民一人一人、事業者、行政が環境に負荷がかからない暮らしを考え行動を起こすことが必要と考えていることから、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことを宣言いたしました。

ゼロカーボンシティ占冠の宣言に合わせてゼロカーボン占冠アクション、「豊かな自然環境を次世代へつなごう」を策定しまして、「できることから始めましょう」というキャッチフレーズのもと村広報誌において、節電、省エネ、ごみ処理対策やマイバックの持参などを村民の皆様呼びかけてまいりました。

二酸化炭素削減の成果及び把握方法の御質問でございますが、再生可能エネルギー設備の導入など、大きな事業に取り組むのは現状難しいことから、まずはできることからスモールスタートを切っておりまして、定量的な数値をお示しする段階には至っておりません。

先ほど行政報告でお伝えしました、持続可能な森づくりに関する基本合意書を、12月1日に3者で締結しましたので、その取組の中でお示しできるものが出てくると考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） この3年間なかなか成果が見られなかったという報告のような答えだったと思います。

それでは、ゼロカーボンに資する自然環境の保持をどのような施策、政策で進めているのかも伺いたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 自然環境の保持に関する御質問であります。環境にやさしい行動をできることからスタートしようということで、ゼロカーボン占冠アクションや、広報紙を使った継続的な意識醸成、森林環境譲与税を活用した各種事業により持続可能な森林経営に努めているほか、現場の状況に合わせた施業を選択して行っているところです。

占冠村は、林産業を基幹産業として発展を遂げてきており、森林資源を守り育てる責任を持っていると考えています。

今後は、持続可能な森づくりに関する基本合意書を締結した2者により、適切な方法で知見を獲得し実行することでより高い成果と効果的な課題解決が可能になるものと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 今のお答えですとこれから行うという、そういうお答えだったと思うんですが、森林資源の保持、これはなかなか村民に浸透がされていない施策に思うんですね。ゼロカーボンの宣言後、マイバックをということで村から村民の皆さんにマイバックの支給がありました。

それを持ってお買物に行っている方、なかなかいないように見ております。

宣言後、それを何度か推進するような周知がなされていないような気がいたします。

その辺も1回するのではなく、再度、毎年のように周知する必要があるのではないかとと思いますが、その辺の考えはありませんでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） やれるところからやっ
ていこうと提起をさせていただいているとい
う答弁させていただきましたが、それが
どこまで浸透して実行されているかという評
価は、それぞれだと思えます。

様々な機会を通じて、ごみの分別だとか、
ごみの減量化だとか、節電、あらゆる機会を
通じながらそういうことを伝えているつもり
ですが、十分に伝わっていないという御意見
ですから、改めてゼロカーボン宣言による効
果を上げるための努力はさせていただきたい
と思います。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） していただけるとい
うことですので、3番目の質問の埋立てごみ
の減少を図り、最終処分場の延命を図るこ
とはゼロカーボンに重要な取組であるという質
問をしようとしたんですが、今、村長のお答
えでごみの減量化、ごみ分別のやり方とか説
明をしますとのこと。

再度いろんな場所で、地域ごとに分別の講
習をしていただきたい、そういう話を何度か
しておりますけれどもそれも実施されていない
というふうに思っております。

このゼロカーボンに関して、ごみの減量
化の取組が遅滞しているように思うのですが、
その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ごみ処理に関わっ
ての御質問でありますけれども、これまで村と
しては最終処分場のかさ上げ、施設改善によ
る延命や広報等によるごみ減量化やリサイク
ルの周知徹底を行ってまいりました。

ゼロカーボン宣言以降、村民の皆様の意識
向上もあつてか、家庭系ごみは順調に減少し
ております。

しかしながら、粗大ごみ及び事業系ごみは、
昨年、一昨年と増加傾向と続いておりました
けれども、本年度は減少となっております。

今後におきましても、住民の方におかれま
しては、物を長く大切に使うことや、
大規模事業者に対し、減量化の取組を進めて
もらうよう、さらに働きかけることが必要と
考えております。

今年度は現在作業中ですが、ごみ分
別アプリを購入するほか、ごみ分別辞典の改
定を予定しております。

今後においても、本村のごみの状況を整理
しながらごみ処理の課題を把握し、循環型社
会の構築に向けた取組を推進してまいります。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） ごみの分別に関し
ては、分かりやすい表記でお願いしたいと思
います。

それでは質問2に移らせていただきます。
村の林業施策の今後はどういうことで、村長就
任3期目の所信表明で、「森林資源を生かした
薪生産などの林業六次産業化の取組を進め
ます」と述べられています。

しかし、村の林業施策を担う企業体の体制
が整わず、今後の森林資源を生かした施策の
進展に私は不安を感じています。

次の3点について伺います。

広葉樹等の植林の山づくりの施策を進めよ
うとしていますが、五十嵐元議員も寄贈され
た土地に広葉樹を植えてはいかがかというこ
とで質問されておりましたけれども、広葉樹は
なかなか植えられていないように感じるん
ですが、国道沿いも針葉樹ですのでその辺の考
え方はいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御指摘の山づくり施
策についてでありますけれども、占冠地域の

森づくりのマスタープランであります、占冠村森林整備計画に基づいて各種施業を行っており、植樹の対象樹種は気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、成林状況など、適地適木を基本に植栽する予定地ごとに植栽樹種を選定しております。

最近多くなっていますが、村としても広葉樹の植栽を適地で植えるという努力をさせていただいておりますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 広葉樹の植樹を進めているということですが、これに関しましては、メープルシロップのカエデの植樹を村民全体でしようということを進められていましたけども、そういう事業を村民全体で毎年進められることが必要なのではないかなというふうに思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村として村民の植樹に関わるイベントあるいは行事というのは、記念事業以来されていないという現状にあります。

そういったことが必要と判断されれば、そういったこともやる考え方はありますけれども、計画としてはないのが現状です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 現状にないということですが、施策の中に組み込んでいただきたいというふうに思います。

2番目の質問になります。この林業施策で謳われております薪の生産に関してですが、薪を使用する公共施設、何か所かありますが、薪の購入頻度が減少している傾向にあると聞いております。

それに対しての要因と対策はお考えなのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 薪の利用についての御質問であります。今年度、供給元の変更があり、配送方法や販売価格など従来の供給元との違いがあったことが原因ではないかというふうに考えています。

新しい供給元となった民間企業においては、新たに村民価格を設定することで、これまで自社で販売していた価格より安価な価格で住民へ販売しております。

ただし、従前の価格との差があることは事実でありまして、利用者の負担感も想定されておりましたので、木質バイオマスエネルギー導入促進事業補助のうち、薪の購入補助額の見直しを行いまして、利用者負担の軽減に努めております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 補助の拡大を図っていただいているということですが、それにも増して購入が減っているという現状にあると認識していますが、湯の沢温泉は特に薪ボイラーで温泉を沸かしているということです。

薪ボイラーの施設も村で設置しているという状況にありますので、購入の頻度が下がっているということは、「薪で焚かした温泉です」と宣伝していることから、「薪ボイラーで沸かせない温泉」というふうに嘘の情報を流しているという形にならないか心配しております。

購入頻度が下がるということは民間企業との最初の取決め自体が原因になっているのではないかというふうに私は考えるんですが、その辺の考え方はお持ちでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 薪の価格ですけども、もともとの木質バイオマスの価格と現事業者の価格、価格決定に当たって相談にみえたんですけども、原価計算に基づいて価格決定してほしいということで原価計算もさせていただきます。

原価計算に基づく価格ということで、どうしてもその価格になるということで、それじゃ利用者さんの負担が増え、薪利用はうまくいかない場合があるねということで、占冠村の木質バイオマスエネルギー購入促進事業補助規則で薪の価格を補助すると決めておりますので、これを一般の広葉樹ですと3,000円だったのが立方当たり5,000円に変更をさせていただいたり、広葉樹も1,000円から5,000円ということでそれぞれ購入者に対する助成を行って、その辺の緩和をさせていただいているということになります。

実績を調査したところ、湯の沢温泉においても令和6年度も増加していますし、令和7年度4月から10月の使用量で比較しても、前年度対比100パーセントの実績になっております。

保育所についても前年度同様の数字になっておりまして、議員の言われる利用が減っているんじゃないのという御指摘でありますけれども、村が調べた段階では減っていないということになっておりますので御理解を頂きたいなというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 今100パーセントということで減っていないというふうにお答えをいただきましたが、この質問するに当たって湯の沢温泉、観光協会にお聞きしたところ、やっぱり焚けないんです。薪は購入して使うことは使っても、薪を焚いた後の回数が増えると、満度に薪を焚こうとすると増えるんで

す。観光協会の事務局の話ですと、薪を焚くと暖かいのはもちろんそうなんですけれども、焚いている頻度を増やすと購入しなくちゃいけないので、やっぱり頻度を下げないといけないんだというふうに話は伺ったんですよ。

なので、ここを心配して質問させていただいているんですが、私の聞いたのと村長がお答えになった、ましてや夏の間だと特に頻度が下がると思うんですけども、その辺の調査は必要と考えますが、そして調査した結果この補助金の金額で本当にいいのかどうかということも考えていただいて、やっぱり村長が取り組もうとしている、六次産業化の関係からしても必要ですし、やっぱり薪を焚こうとして民間、個人でもかなりの金額で薪ストーブを設置したと思うんですね。ですのでその辺の調査は必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村の実績では減っていないですよ。

ちょっと話で聞いた内容だと、木質バイオマス組合はコンテナで1立方入るのが例えばコンテナいっぱいじゃなくて、1立方入るんですね。ところが、1立方を超えてコンテナいっぱいにサービスしたり、そういうことが多々あったというふうに聞いています。

ですから、買う方に見てみたら1立方はそれいっぱいなんじゃないのと。今の人は1立方は1立方だから、サービスしてまで持っていないと。これまでの利用者と売の方との違いが話として聞いておりますけれども、使用量自体は減っていないということは、これは調査した数字で明らかなので、それは間違っていないと思っています。

薪以外にも薪ストーブの購入費とか、いろ

んな補助政策をやりながら木質バイオマスエネルギーの活用ということで、もちろんゼロカーボンもありますし、木材利用もありますけども、様々な効果があるということで、この薪の価格についても、村としては精いっぱいだなというところで落ちついているというふうに考えています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） コンテナに入る量のことには木材の関係者からお聞きしました。しかし、これからも薪ストーブの購入の補助や薪購入の価格の補助をしようとするのであれば、やっぱり薪を買っていただくことが根本的にあると思うんですね。それを大事にしようとするれば、薪購入の頻度が下がるということは、100パーセント利用していても、購入する頻度が下がるのであれば、これはいかんせん施策とは真逆なことになるのではないかなと考えます。

3番目の質問と一緒にかなとは思いますが、薪の価格の高騰により、特にミナトマムは公共施設として、地域の活動の場として利用されているところでありますが、陶芸だとか地域の方の憩いの場として利用されている場所でもありますので、これが時間制限等、最低限は必要だと思いますけれども、それがいかにその地域での活動の支障になるということは問題があると考えます。

薪の高騰がどうにかならないのか、輸送料もかなり高くなっていますね。価格表を見せていただいたらそうになっておりましたので、特にトマムは30キロ近くもありますので、運送料等も緩和しなくては、ここの活動が衰退するようになって感じますが、そこら辺の村長の考え方を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをしたいと思いますけれども、まず先ほどから言っていますように、利用状況は下がっていないということをおまじやまさせていただきます。

実際に使われている量は、事業者が変わっても減っていないということで、価格に対する様々な御意見はあるようでもありますけれども。

ミナトマムについての御質問でありますけれども、運営自体は運営経営の全般をトマム町内会のミナトマム部会が担っておりまして、村としてミナトマムの運営、それから経営に対して関与する立場にはないということは御理解いただきたいと思います。

とはいえ、トマム支所職員とミナトマム部会の方々とは日頃から情報交換を行っておりまして、その中で人件費の上昇や物価の高騰などにより、ミナトマムの経営は厳しい状況であるということも把握しているところであります。

ミナトマムについては、村からの運営補助金に加えて地域住民の買物の場としての売上げ収入から成り立っておりまして、不安定かつ限られた収入の中で、薪価格の改定はミナトマムの経営には厳しさを増す要因となっていることは承知をしているところであります。

ミナトマム部会の方々が御苦労されながら経費の削減に努められているものと考えております。

したがって、今後、地域活動や文化活動において、公民館事業として実施される事業につきましては、村公民館事務局との費用負担に関わる協議を行っていただくなど、薪をはじめとする光熱水費の軽減に向けた対応を検討していただければなというふうに考えております。

今年の冬の燃料としては使用できませんで

したけれども、9月の暴風時に発生した風倒木や高速道路4車線化工事で発生した支障木をトママ町内会に提供するなど、突発的でありますけれども、ミナトママの燃料費軽減の一助となるよう現物支給なども行っているところでもあります。

繰り返しになりますけれども、そういった公民館的な要素の光熱水費、薪については教育予算から出せるように、現場と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江議員の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

まず一つ目の質問ですが、鳥獣害対策について2項目ほど質問させていただきます。

まず1項目の熊被害対策についてであります。4点に分けて質問いたします。

熊による死傷者数が過去最大を大幅に更新するなど、国民の安全安心を脅かす深刻な事態になっていることを踏まえ、本年11月に国から熊被害対策パッケージ3項目が示されました。

これを受けまして、まず一つ目ですが、本村における緊急的に対応する、短絡的、中期的と3段階になっておりますので、まず緊急的に対応することの取組内容について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

御質問のヒグマ被害対策における緊急的な対応であります。国から示された熊被害対策パッケージの趣旨を踏まえて、本村では特に人身被害の防止に焦点を当て取組を緊急的に進めております。

まず、パッケージの柱の一つである緊急かつ確実な捕獲の実施については、緊急銃猟を速やかに判断し、実行できる体制づくりが求められております。

こうした状況を想定し、既に富良野警察署占冠駐在所、捕獲従事者、村担当者において緊急銃猟によるヒグマ市街地侵入対応の机上訓練を実施いたしました。

この訓練では、ヒグマの出現位置に応じた住民の避難誘導や、村道等の通行止めの方法などを確認し、既存の訓練内容の豊富化について検討を進めております。

また、環境省が実施した道内の実地訓練に野生鳥獣専門員を派遣し、情報収集に努めております。

緊急銃猟に必要な法的手続や体制については、占冠村ヒグマ市街地侵入等発生時対応計画を策定済みであり、この計画に基づき対応をいたしております。

夜間での発砲については、本村の捕獲従事者の中から3人の方を講習参加のために推薦しましたが、まずは野生鳥獣専門員だけが認められ、受講し、講習会終了書及び射撃技能証明書の交付を受けております。

これにより、夜間における緊急銃猟の実施体制が整い、即効性を高めております。

今後も、北海道や関係機関と連携しながら住民の安全安心を最優先に各種対策を総合的に推進してまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 緊急事態の取組ということで、逆に占冠村に問合せがあるぐらいの先進自治体ではあるというふうに私自身も今村長答弁にありましたように感じておりますが、緊急事態の取組の中で、周知されているパッケージの中に警察、自衛隊の協力要請というような項目もうたっております。

これについては、村として、緊急的に何か対応をする、要請する考えがあるのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 各種団体との協力関係につきましては、部門部門によって要請あるいは協力等々を実施するという事で抑えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今の答弁については、多分警察には既に要請済みで対応済みという答弁だと受けました。

2番目の短期取組についてお伺いしたいと思います。

どのような中身で取り組まれるのか、伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御質問の短期的な取組といたしましては、緊急的な対応を継続しつつ、主に普及啓発と被害軽減対策の2点を重点的に進めてまいります。

第1に普及啓発の一環として村内の小中学校及び必要とする村関係機関へ熊撃退スプレアの配置を予定しており、現在スプレアの確保が完了しております。

配置後の発射訓練につきましても引き続き実施してまいります。

第2に、農業被害の軽減策として既存の鹿

柵にヒグマの侵入を防ぐための電気柵を設置することについて、現在導入の検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 熊スプレアの配布、これは計画的にいろんな各部署に配りたいという答弁がありました。

これについてなんですが、要するに市街地におられる方、郊外におられる方、また農業、林業に従事される方いますが、それについてはやっぱりそれぞれの組織を使っての配布という考え方でしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現在、スプレー24本ほど新たに確保したところであります。

これの実施体制については、担当課から御説明をさせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 藤岡議員の御質問に説明させていただきます。

配布先予定としましては村内の小中学校、それと必要とされる村機関ということで、保育所であったり、公民館活動に使っていただくというような内容と、先日、社会福祉協議会と協議させていただきました、訪問もありますし配食サービスもあるということで、社会福祉協議会のほうにも配布を予定しております。

また、村内の林業事業者、まだ持たれてない方にも配布を予定しております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） この中期取組の中に今たまたま村長の答弁の中になかったとかと思うんですが、河川における、②の人の生活圏への出没防止、これ8ページの中でも河川

における出沒防止対策のため、樹木の伐採や草木の踏み倒し等の促進ということで、今年もそれに目的に沿った樹木の伐採ある程度進めたかと思うんですが、こちらについてはもう既に対策済みというふうなことで受け止めてよろしいんでしょうか。まだ計画のものがあるといふのであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 藤岡議員の御質問に御説明させていただきます。

本年度につきましては上トмам地区で既に実施をしております、酪農学園大学の生徒であったり地域の方、また野生鳥獣対策の担当職員が現地に行きまして、場所はトмам循環線とトмам学校と河川敷の間について伐採を終えております。

来年度につきましても必要な箇所を対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 三つ目の質問の中期取組の内容についてお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御質問の中期的に取り組む内容につきましては、国の方向性も踏まえ大きく3点の取組を重点的に継続、強化してまいります。

第1に人とヒグマの共存に向けた地域づくりと情報発信の強化として、地域住民の安全意識の向上とヒグマへの正しい知識普及啓発を目的として、ヒグマミーティングの継続開催、あるいは広報による情報発信、小学生や教職員、あるいは林業従事者などを対象とした熊撃退スプレー発射訓練を継続的に実施いたします。

第2に緊急対応体制の確立強化として、住

民の安全安心を確保するために関係機関との連携したヒグマ市街地出現対応訓練を継続実施し、訓練内容のさらなる進化を図ることで有事の際の実施体制の確立と強化に努めてまいります。

第3に捕獲技能の維持向上として地域の担い手の育成確保や捕獲技能の向上を図るため、大型獣類捕獲射撃技術向上研修事業を今後も継続して実施し、人材育成に努めてまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 答弁の中にありました熊の出沒時の対応訓練ということで、2年にわたり既に本村においては実施しているのかなと思います。

初年度については中央地区、今年はトмам地区、それぞれやられたかと思うんですが、今質問しているのは今後に向けての話なんですが、計画はもう既にされているのか、例えば中央地区1か所、トмам地区1か所のようなイメージで計画が既にされているのかどうかについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 次年度の計画でございますが、担当の野生鳥獣専門員は常に第1回、令和7年度第1回訓練というような表現をしまして、年間に何回でもやりたいという意向を持っておりますけれども、実際のところできても1か所、今年については1か所実地訓練と机上訓練1回、それと熊スプレーの発射訓練が4回ほどを実施しておりますので、来年についても同程度の規模を想定しております。

場所につきましては現在想定まだしておりませんので、随時計画をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 訓練内容については今伺いましたので4点目の質問に参ります。

これは教育長に答弁をお願いしたいと思えます。

国からの熊被害対策パッケージ指針を受けて教育委員会としての緊急、中期等々の計画について考えを伺いたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） それではお答えをいたします。

本件に関しましては、文部科学省から北海道教育長を通じまして、対策パッケージ内の学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等について、それから学校における安全対策の強化についてを参考に引き続き安全対策に万全を期するよう通知があったところでございます。

教育委員会といたしましてはこれらの通知、それから村のヒグマ市街地侵入等発生時対応計画、これらを踏まえまして引き続き学校内で定めております、熊出没時の対応チェック表、それから学校における危機管理の手引きを活用しながら、野生鳥獣担当課、警察等の関係機関と連携強化し、児童生徒の安全確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 既に計画されているものがあるという答弁だったかと思うんですが、具体的に例えば熊が出没しましたといった時にそれが中央地区なのか、トマム地区なのか、学校って言っても中学小学、例えば中央であれば、トマムであればトマム学校といろんなところであるんですが、それぞればらばらの学

校のマニュアルで動くんですか、それとも統一のマニュアルで動くようになってるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

それぞれの学校で統一的に定めておられて、それに基づいて動くということにしております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） それぞれの学校でマニュアルを定めており、それは教育長として中身を把握されていますか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 中身については確認をしております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 具体的にマニュアルはできている、一番大事なものは具体的にマニュアルどおりに動けるのかどうかということなんですが、何か訓練の計画みたいなのは考えておられますか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 今年度トマムで熊の出没の対応訓練がございました時に、トマム学校が自主的に参加をさせていただいております。

その中で、連絡ですとか対応訓練のほうを学校の中で独自でさせていただいております。

本来であれば、中央地区の小中学校についても実施する予定ではあったんですけども、ちょっとその機会が得られませんでしたので、8年度においてスプレーの噴霧訓練もございまして、それに合わせて中央地区でも実施をしたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。

鳥獣被害対策の二つ目です。鹿被害対策に入ります。

鹿被害に対する取組について、捕獲状況と鹿柵設置についての今年度の取組状況結果について、村長の評価を頂きたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御質問の鹿捕獲状況と、鹿柵設置についての評価ということですが、本年9月末時点の捕獲頭数は334頭となっており、令和6年比108パーセント、令和5年と比較すると128パーセントとなっており、各捕獲従事者の皆様のおかげで、捕獲数は増加しております。

また鹿柵につきましても、今年度施工分については評価はできていませんが、既に設置済みの補助においては、デントコーンの収量が増加しており、鹿柵の効果があったと評価をしているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 関連二つ目になりますが、鹿柵の適用範囲について、牧草地であったりデントコーン畑であったり様々な畑に対して適用されるということで現在取り組まれていると。それを踏まえて、地域住民の方から既に収穫したものの、具体的にはラップ牧草なんか鹿に荒らされてしまって使い物ならなくなったりとか、そういう被害が出ているので、何とか既に収穫済みの作物の被害防止にも、鹿柵の適用を広げてもらうような検討をいただけないかというような声が上がっているんです。

それについて村の取組のお考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 飼料の保管場所も含めてという御質問であります、今般の住民懇談会でも現場の農業者からそういった御要望をお伺いしております。

したがいまして、この事業においては幅広くに農業者の皆様の被害対策を第一に考えて実施していきたいというふうにしております。

個別、具体的な内容につきましては、回答を控えますが、担当課へ対応検討するよう指示をしております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 次の質問二つ目に入ります。農地の浸水被害防止対策です。

二つありまして一つ目、近年の豪雨災害が重なったことなどから、山からの排水の滞りと、今、村として様々な箇所の取組をされている現実も踏まえた上での質問です。

恒常的に農地に雨のたびに浸水被害が発生していると。これが要するに、去年初めて起きたとかじゃなくて、何年越しでそれが繰り返されているんだよというような声が農家の方から出てるという現状があるわけなんです、これについて村長としてどのような認識されてるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 農地浸水被害ということでの御質問でありますけれども、議員御指摘のとおり近年、地球温暖化が原因とされる気候変動により日本各地で記録的な猛暑や集中豪雨、大型台風が発生しております。

本村においても例外ではなく、豪雨による被害が発生しているとの認識にあります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 村長も十分その現状については認識されているということを受け

てという話なんです、これはやはり毎年毎年、そこに浸水されてしまっただけで意味がない。例えば牧草地であれば、牧草地じゃなくて、雑草地とか水草がどんどん生えますから、その地域に合った草しか生えませんが、使い物にならないエリアがどうしても恒常的に発生している。

これ当然、改善をしなければいけないけども、のんびりではなくて緊急に対応してあげないと、村は何もしてくれないというふうに対象の方々は受け止めてしまう。そういったことから、これは緊急的に予算を組んで、部門も農林課だけに限らず、建設だったりいろいろ部門跨ぎになるかなと思うんですが、どちらにしろ、緊急対策が私は必要だと思うんですが、その取組について、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをしたいと思います。

大雨災害で被災する恐れのある場合には、村の職員が被災状況を確認し、対応が必要な場合は速やかに対応をいたしますが、それ以外の緊急を要さない箇所については、農業担当者が随時パトロールを実施し、状況を把握するというよりも耕作者や所有者から相談を受けて対応をしている状況にあります。

議員が言われる、緊急に対応が必要な箇所があれば、随時相談に対応をいたしますので、必要な箇所があれば、村の事業や中山間地域等直接支払制度も活用しながら対応してまいりますので、御相談を頂ければというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 村長の答弁と私の認識に若干齟齬があるのかと思うので、要するにそういった箇所があれば声を上げていただ

きたいというような答弁ですけれども、既に私の耳にも入っているぐらいだから、担当等々の部分に声が上がってるの分かりませんが、声は上がってるはずなんですね。それは昨日、今日の話じゃないですから。再度質問というのは、緊急的に年度明けたらずぐ取り組んで頂ける体制を組んで頂けるかどうかのお気持ちについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） そういった御相談を受けて対応をしてきている箇所もあろうかと思えます。そういった流れの中で、これが必要だと箇所があれば相談を頂いて、それを予算化した中で実施をしてみたいというふうに思っております。

ちなみに令和7年度では、須藤の沢など5か所ほど実施をしている実績がありますので、御相談いただければというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 次の質問、質問三つ目になります。これは教育委員会となります。

環境教育植林体験、学校教育になりますかね、これについて二つほど。今年度の環境教育の実施状況について、まずどのような環境教育を実施されたのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

令和7年度の環境教育の実施状況ですけれども、今年度におきましても体験的な学習学びの地図に基づきました、計画的な学習が実施されております。

具体的に例を申し上げますと、森林管理署による森の学校ですとか、神楽の学校、川の学校、その他清流大学との交流ですとか施設での交流、それから熊の学校も実施しております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今様々な環境教育は実施されていますと、特に森の学校、川の学校等々代表するようなものとしては、その他のものについてもやりましたという報告です。

その中の森の学校の一環かなと思うんですが、緑豊かなふるさとの環境を生かして、毎年植林体験を学校生徒にさせることが非常に重要じゃないかと。例えば、村政100年記念とか120年記念とかそういった大きな時には実施されてるんだけど、それにたまたまはまった生徒は体験できますけれども、やはりこういったものっていうのは、非常に占冠村の環境教育というところで考えてみたときに、毎年、規模の大きさはともかく、生徒数であったり立地条件等々のものを鑑みて、規模は予算もありますから結構なんだけど、毎年計画的に体験させるということは非常に私は貴重な環境教育の一環じゃないかと思うんですが、教育長の考えいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） この植林体験に関しましては、昨年度の議会の答弁の中でも本村の環境を資源である木を理解するために、関係機関と連携しながら次年度以降の計画に盛り込んでいくということで答弁をさせていただいております。

私自身もこの自然環境、自然資源を生かした体験事業については、非常に有効であるというふうな認識をしております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 認識しておりますで消えたのでよくわかんないんですよ。

私が聞きたいのは、毎年計画的にやるお考えはありますかかって聞いたんですよ。認識し

ておりますだと、ちょっと違うような気がするんだけどいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 申し訳ございません。

実施できていないというところで、今後実施をしていきたいというふうに考えておりますが、関係団体の事業縮小の影響ですとか授業時数の確保などに課題がございます。

現在、実施には至ってないんですけども、総合的な学習の時間の全体計画の中でも、体験活動を充実させるとの記載もございまして、自治体と林業担当部署、地域団体、それからボランティア講師などと連携しながら、事業の実施に向けまして、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） ちょっとしつこい質問なりますけれども、村には広大な森林の植林する資源の土地は私はあるだろうなというふうには認識になります。

協力頂かなきゃならない、例えば苗木の手当てだとかそういうのは、通常村が植林をお願いしている組合なりにオーダーすればできる話。大事なものは8年に向けて計画するお考えはありますかというところです。お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 各団体、それから学校との調整もございまして、これについては連携強化をしながら取りまとめていきたい、取り進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 次の質問参ります。

冬のスポーツ振興になります。スポーツ振興の一環として、冬季に向けてスノーシュー、歩くスキー体験、スノーボード体験など、企画実行が大変有効と思われます。これは特に我々年配者も含めて、冬になるとどうしても若い方もそうじゃないかと思うんだけど、体を動かす機会というのは著しく低下すると。そういったところから、この冬の冬季スポーツの振興、学生のみならずというところで、今挙げましたようなスノーシュー、歩くスキー、スキー・スノーボード体験とこれ全部できるかどうかは別として、環境的にも、例えばスノーシュー、歩くスキーなんかであれば既に場所はある。ただし、歩くスキー等々になれば、用具どうするの、場所はただ真っ平んとか歩いてもしようがないとか、いろんな考え方あると思うんですね。ですから多少の計画実行は必要になるかと思えます。

また、スノーシューってこうやって使うんですよみたいな、インストラクターというのかな、そういった方の手配も当然ありますけども、村内には幸いこれだけの環境ですから、そういったノウハウを持っておられる方というのは当然おります。今日、明日に声かけてすぐというわけにいかないでしょうけども、計画立てれば何とか実行できてそれが村民のスポーツ振興に繋がればと私は考えるんですが、教育長のお考えいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 冬季のスポーツ振興に関しましては、現在、国設占冠中央スキー場の開設、村民優待を活用しましたトマムスキー場の利用促進による振興、また村民スキー大会の実施、村民へのスノーシューの貸出しなどを行いながら、冬季のスポーツ振興に寄与しているところでございます。

議員御指摘の体験企画に関しましては、今

期に関しましては親子スキー教室の継続、それから新規に大人のスキー教室、スポーツチャレンジ教室、冬季ハイキング等の開催を計画しておりますけれども、より多くの村民が日常的にスポーツの機会を得るために、体験メニューの充実に努めるとともに、村民独自で企画ができる自主創造プログラム、住民活動推進事業などの村民の皆さんが自由度を持って企画、実行できる制度の利活用を支援しながらこの事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 答弁の中にありました、大人のスキー学校ですか、こちらについては今の段階で結構ですけど、イメージ的にはどちらで開催される予定ですか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） こちらにつきましては中央スキー場の方で実施をするということで、今案をいただいているところでございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） スノーシューは先ほどの答弁の中にありました。既に貸出しは毎年やっていて、今シーズンについても引き続きそれは続けますよっていうことだと思うんですが、歩くスキーはどうなんですか。物はあるんだけど貸出しはやってないみたいなことなのか、それともそれは全くないのでこれからの検討課題ということなのか、お考えをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 歩くスキーに関しましては以前、中央スキー場の麓に歩くスキー場コースがございまして、そこで村民に対して歩くスキーを貸出しをして活用していただいていたという実績がございまして、かな

り年数がたっておりまして、歩くスキー用具自体が非常に古くなっているということで、使える状況ではないというところがございます。

新規で用意するにも、高額なものですから、なかなか今手が出ないような状況ですが、議員の御意見を参考に、今後購入の件については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、藤岡幸次議員の一般質問を終わります

以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第4 認定第1号から

日程第5 認定第2号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第4、認定第1号、令和6年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件から、日程第5、認定第2号、令和6年度占冠村公営企業会計決算認定についてまでの件、2件を一括議題とします。

本件について、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、藤岡幸次議員。

○決算特別委員長（藤岡幸次君） 決算特別委員会から報告いたします。

認定第1号、令和6年度占冠村一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和6年度占冠村公営企業会計決算認定について。

審議資料9ページお願いいたします。

令和7年9月22日開催の令和7年第4回占冠村議会定例会において決算特別委員会に付託された、認定第1号、令和6年度占冠村一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号、令和6年度占冠村公営企業会計決算認定についての審査結果を読み上

げて報告いたします。

令和7年10月31日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。

占冠村議会決算特別委員会委員長、藤岡幸次。

委員会審査報告。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、占冠村議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

1、事件。認定第1号、令和6年度占冠村一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号、令和6年度占冠村公営企業会計決算認定について。

2、審査日。令和7年10月30日、31日、2日間。

3、審査の結果。認定第1号、認定。認定第2号、認定。

以上、決算審査の結果を報告いたします。

○議長（児玉眞澄君） これから、認定第1号、令和6年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和6年度占冠村公営企業会計決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第6 承認第1号から

日程第7 承認第2号

○議長(児玉眞澄君) 日程第6、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から日程第7、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号について総務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) それでは、議案書1ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めますのでございます。

令和7年12月11日提出、占冠村長田中正治。議案書2ページをお願い申し上げます。

本専決処分につきましては、暴風災害に伴う専決処分でございます。

令和7年度占冠村一般会計補正予算第6号、こちらにつきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億870万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の追加は、第2表地方債補正によります。

議案書3ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、95万5,000円。

19款、1項、繰越金、244万5,000円。

21款、1項、村債、660万円、いずれも増額でございます。

歳入合計1,000万円の増額でございます。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

2款、総務費、1項、総務管理費、6万3,000円。

8款、土木費、4項、都市計画費190万円。

11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、575万9,000円。3項、その他公共施設災害復旧費、29万4,000円。4項、文教施設災害復旧費、198万4,000円、いずれも増額でございます。

歳出合計1,000万円の増額でございます。

続きまして、議案書5ページをお願い申し上げます。

地方債補正につきましては、議案書記載のとおり、2件の追加を行うものでございます。

以上御説明申し上げますので、承認頂きますようお願い申し上げます。

○議長(児玉眞澄君) 承認第2号について建設課長、岡崎至司君。

○建設課長(岡崎至司君) 議案書15ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和7年12月11日提出、占冠村長田中正治。議案書16ページをお願いいたします。

令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第2号の内容の御説明を申し上げます。

第1条、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款、下水道事業収益、第2項、営業外収益、190万円の増額です。

支出となります。

第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用、190万円の増額です。

第3条、予算第9条を一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,920万円と改めるものでございます。

議案書17ページは、補正予算実施計画書。

議案書18ページは補正予算明細書。

19ページはキャッシュフロー計算書。

20ページから21ページは、貸借対照表。

22ページは損益計算書となっております。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、議案第1号、和解及び損害賠償の額の決定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書23ページをお願いいたします。

議案第1号、和解及び損害賠償の決定について。和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故発生日時、令和7年9月21日午前0時30分頃。事故発生場所、勇払郡占冠村字上トマムノースセラトマム駐車場。事故の概要、トマム保育所プロパンガス保管庫の保護柵が、強風にあおられて飛散し、同保育所前の駐車

場に駐車していた乙が所有する乗用車に衝突し損傷を与えたものでございます。

和解の相手方、占冠村在住者A。賠償の額31万3,517円。和解の内容、第1号、公は、乙に対し、本自然災害事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、31万3,517円の支払い義務のあることを認め、同額を支払う。

第2号、乙は、今後いかなる事情が生じても、前号の金額以外には、甲に対し、損害賠償額、その他名目の如何を問わず、一切の請求をしない。

第3号、賠償金は、占冠村議会の議決を得た後、遅滞なく支払うものとする。

以上御提案申し上げますので、御審議頂きますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、和解及び損害賠償の額の決定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第2号から

日程第13 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件から、日程第13、議案第6号、占冠村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書25ページをお願いいたします。

議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。本件は、2025人事院勧告に伴い、占冠村議会議員の期末手当に所要の改正を行うものでございます。具体的には、現行年4.60月の期末手当を年4.65月へ改正しようとするものでございます。以上、御説明申し上げますので、御審議頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。

議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件も、2025人事院勧告に伴い、特別職の期末手当に所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、議案第2号と同様でございます。

以上、御説明申し上げますので、御審議頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件につきましても、2025人事院勧告に伴い、一般職の給与及び各種手当に所要の改正を加えるものでございます。

以上、御説明申し上げますので、御審議頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書39ページをお願い申し上げます。

議案第5号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件につきましても、2025人事院勧告に伴い、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げますので、御審議頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書41ページをお願い申し上げます。

議案第6号、占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体情報システムの標準化により、住民基本台帳に登録されていない住登外者、宛名番号管理機能が必須となることから、この機能を扱う事務を独自利用事務として条例で定めるものでございます。

以上、御説明申し上げますので、御審議頂きますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

ここで2時10分まで休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を進行します。

◎日程第14 議案第7号から

日程第20 議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第7号の件から日程第20、議案第13号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号までの件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第7号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 議案書43ページをお願いいたします。

議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第7号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度占冠村一般会計補正予算第7号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,240万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によります。

地方債の追加は、第3表地方債補正によります。

それでは、議案書44ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

15款、道支出金、2項、道補助金、111万4,000円の増額。3項、委託金、8万4,000円の増額。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、17万7,000円の増額。

17款、1項、寄附金、2,022万円の増額。

18款、1項、繰入金、3,000万円の増額。

19款、1項、繰越金、65万1,000円の増額。

20款、諸収入、3項、貸付金元利収入、160万5,000円の減額。5項、雑入、815万9,000円の増額でございます。

21款、1項、村債、490万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

議案書45ページをお願いいたします。

1款、1項、議会費、8万6,000円の増額。

2款、総務費、1項、総務管理費、3,537万9,000円の増額。2項、徴税費、41万4,000円の増額。4項、選挙費、410万8,000円の減額でございます。

3款、民生費、1項、社会福祉費、102万3,000円の増額。2項、児童福祉費、270万円の増額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、269万9,000円の減額。2項、清掃費、5万円の増額。

6款、農林業費、1項、農業費、5万3,000円の減額。2項、林業費、1,313万5,000円の増額。

7款、1項、商工費、60万円の増額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費、620万円の増額。3項、住宅費、557万5,000円の増額。4項、都市計画費、5万5,000円の増額。

10款、教育費、1項、教育総務費、20万9,000円の減額。2項、小学校費、22万9,000

円の増額。3項、中学校費、22万9,000円の増額。4項、社会教育費、28万2,000円の増額でございます。

46ページをお願い申し上げます。

11款、災害復旧費、1項、農林業施設災害復旧費、48万2,000円の増額。

12款、1項、公債費、433万円の増額でございます。

続きまして、47ページ、第2表、債務負担行為補正につきましては、2件の追加をしようとするものでございます。

最後に48ページ、地方債補正につきましては、第3表記載のとおり、2件の追加をしようとするものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議頂きますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第8号、議案第9号及び議案第11号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書73ページをお開き願います。

議案第8号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についての提案内容の御説明を申し上げます。

令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,750万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

74ページ、第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

歳入は、6款、1項、繰越金、30万円の増額です。

75ページをお願いします。

75ページ歳出は、1款、総務費、1項、総務管理費、補正額30万円の増額です。

76ページから79ページまでは、事項別明細書であります。

続きまして、議案書81ページをお開き願います。

議案第9号、令和7年度村立診療所特別会計補正予算第2号についての提案内容の御説明を申し上げます。

令和7年度村立診療所特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,740万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

82ページ、第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

5款、1項、繰越金、20万円の増額であります。

83ページ歳出は、1款、総務管理費、1項、施設管理費、補正額20万円の増額でございます。

84ページから86ページまでは、事項別明細書となります。

続きまして、議案書、97ページをお開き願います。

議案第11号、令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号についての提案内容の御説明を申し上げます。

令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,350万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

98ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

4款、1項、繰越金は、補正額23万2,000円の増額。

6款、1項、道補助金は、補正額6万8,000円の増額です。

99ページは歳出です。

1款、総務管理費、1項、施設管理費は、補正額21万2,000円。

2款、1項、医療費は、補正額88万8,000円の増額です。

100ページから104ページまでは事項別明細書であります。

以上御提案申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第10号について、福祉子育て支援課長、石坂勝美君。

○福祉子育て支援課長（石坂勝美君） 議案書87ページをお願いします。

議案第10号、令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号について説明を申し上げます。

令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,740万円にしようとするものであります。

88ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

歳入から御説明申し上げます。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、15

万円の増額です。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、81万円の増額です。

8款、1項、繰越金、34万円の増額です。

89ページをお願いします。

歳出となります。

1款、総務費、1項、総務管理費、64万7,000円の増額です。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、15万円の増額です。

3款、1項、地域支援事業費、50万3,000円の増額です。

90ページから96ページは事項別明細書となっております。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第12号及び議案第13号については、建設課長、岡崎至司君。

○建設課長（岡崎至司君） 議案書105ページをお願いいたします。

議案第12号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第4号について、提案理由を申し上げます。

第1条、7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入です。

第1款、簡易水道事業収益、第2項、営業外収益、270万円の減額。第3項、特別利益、270万円の増額です。

支出となります。

第1款、簡易水道事業費用、第1項、営業費用156万1,000円の増額。第2項、営業外費用、63万7,000円を増額しようとするものです。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額、職員給与費を28万5,000円追加し、562万5,000円にしようとするものです。

106ページは、実施計画書。

107ページは、補正予算明細書。

108ページは、キャッシュフロー計算書。

109ページは、損益計算書。

110ページから111ページは、貸借対照表となっております。

以上御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

引き続き、議案第13号です。

議案書113ページをお願いいたします。

議案第13号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号について、提案理由を申し上げます。

第1条、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入です。

第1款、下水道事業収益、第3項、特別利益134万円の増額です。

支出となります。

第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用、123万円の増額。第3項、特別損失、123万円を減額しようとするものです。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額、職員給与費を32万7,000円追加し、863万3,000円にしようとするものです。

114ページは実施計画書。

115ページは、補正予算明細書。

116ページは、キャッシュフロー計算書。

117ページから118ページは、貸借対照表。

119ページは損益計算書となっております。

以上御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）　ここで総務課長より発言を求められておりますので、発言を許可します。

○総務課長（三浦康幸君）　大変貴重な時間を頂戴いたしましてありがとうございます。

議案書の数字の訂正がございまして、謹んでお詫び申し上げますところでございます。

議案書43ページの補正予算第7号の、第1条の関係でございます。議案書43ページ、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,370万円を追加し、とございますが、こちらは正しくは、6,370万円を追加し、というところでございます。

もう1点、それに引き続きまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,240万円と記載されているところ、正しくは34億7,240万円ということで、それぞれ2,000万円を追加するという形になってございます。

こちらの議案書につきましては準備が整い次第、差し替えをお配りさせていただきたいと思っておりますので、御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会　午後2時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年1月21日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 小尾 雅彦

令和7年第5回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月12日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第2号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第2	議案第3号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第3	議案第4号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第4	議案第5号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第5	議案第6号	占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第6	議案第7号	令和7年度占冠村一般会計補正予算（第7号）
日程第7	議案第8号	令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第9号	令和7年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第10号	令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第11号	令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第12号	令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第13号	令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第13		議員派遣の件
日程第14		閉会中の継続調査申出
追加日程第1	議案第14号	令和7年度占冠村一般会計補正予算（第8号）

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	7番	小尾雅彦君			

○欠席議員（1人）

6番 小林潤君

○出席説明員

(長部局)

占冠村	長	田中	正治	副	村	長	松永	英	敬
総務課	長	三浦	康幸	企	画	商	工	課	長
農林課	長	鈴木	智宏	建	設	課	長	岡崎	至
住民課	長	伊藤	俊幸	福	祉	子	育	て	支
トマム支所	長	阿部	貴裕	会	計	管	理	者	合
総務担当主幹		野原	大樹	財	務	担	当	主	幹
税務担当主幹		小瀬	敏広	企	画	担	当	係	長
商工観光担当主幹		竹内	清孝	広	報	統	計	担	当
地域振興対策室主幹		松永	真里	農	業	担	当	主	幹
林業振興室係長		坂本	龍哉	建	築	担	当	主	幹
環境衛生担当主幹		蠣崎	純一	下	水	道	担	当	主
戸籍担当主幹		細川	明美	戸	籍	担	当	主	幹
国保医療担当係長		久保	璃華	保	健	予	防	担	当
村立占冠診療所主幹		佐々木	智猛	社	会	福	祉	担	当
介護担当主幹		佐久間	敦	子	育	て	支	援	室
(教育委員会)									
教	育	長	多田	淳	史	教	育	次	長
社会教育担当主幹		上島	早苗	学	校	教	育	担	当
(農業委員会)									
事	務	局	長	鈴木	智宏				
(選挙管理委員会)									
書	記	長	三浦	康幸					
(監査委員)									
監	査	委	員	藤	本	重	克	監	査
事	務	局	長	高	桑	浩	浩	委	員
下川園子									

○出席事務局職員

事務局 長 高桑 浩 係 長 田中 健士郎

開議 午前10時00分

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 本定例会最終日となりますが、本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第5号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第5号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第6号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5、議案第6号、占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、大谷元江議員。

○1番(大谷元江君) この条例の制定には問題はないのですが、説明だけお願いしたいのです。

村の事務を処理するために利用する情報システム、そのあとの特定する固有の番号を付番し、管理するもの、というふうに明記してありますが、登録されていない方をどうやって特定して、番号を振り、そしてその方に対してどのような周知をするのか教えてください。

○議長(児玉眞澄君) 総務課長。

○総務課長(三浦康幸君) 大谷議員の御質問にお答えいたします。

こちらの住登外者の管理の関係でございますが、従来より例えば固定資産税ですと、固定資産税の管理システム、介護保険ですと、介護保険の管理システム、それぞれ違う番号で処理していたものを、統一の番号で処理を

するようになるというものですので、もともと占冠村が所有していた情報を利用するものですので、外部から新たに村外に住んでいらっしゃる方の情報を取り込むというものではないということでございます。

こちらの登録されている方の周知方法について、今のところ、個別に周知すべきという国等の通知は見当たりませんが、もし必要があれば、周知をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 住民基本台帳に登録されていない者というふうに明記していますが、基本台帳にない方っていうふうには私は読み込んだんですが、それとはまた別という意味で解釈してよろしいんですか。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 一番分かりやすい例でいきますと、占冠村に住居を有していらっしゃる高齢者の方が、その後、例えば札幌市の福祉施設に入居されると、その場合は住民基本台帳を占冠村の台帳から外れることになるんですけども、介護保険制度については占冠村のものを使用するという形になった場合に、そのサービスを継続利用できるようにするものですので、議員御指摘のものというのはもともと占冠村に住所があった方、というのが1点と、もう一つ固定資産税、例えばトマリゾートで固定資産をお持ちの方が村外でいらっしゃいますけれども、そちらの方の情報は以前より、住民基本台帳に登録されていない方ですけども、固定資産台帳のほうに登録されていると、その情報は今回一本化するという形です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第7号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

質問者はページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 59ページ、2款、1項、6目のコミュニティセンター管理費、17節の備品購入費で137万5,000円、エアコンの設置ということで説明を受けているんですが、このエアコンの設置に関してコミプラのホールに設置されているような機種で何台分を想定しているのかということで、その内容について伺いたいと思います。

それと、64ページ、6款、2項、1目の林業振興費、12節の委託料と14節の工事請負費で、それぞれ400万と800万の予算計上で、村の木活用事業。事前説明では、シュガーハウスの関係だということでお聞きしているんですけども、先立って9月に発注された工事内容と今回補正で1,200万の工事についてはどのような内容で、これからの発注となると来年のメープルシロップの採取に果たしてこの新設されたシュガーハウスの施設が、3月の採取時期に間に合うかどうかというようなことを含めてお聞きしたいと思います。

それとその下の18節の狩猟者育成補助金10万円ということで、今年たしか新人のハンターが2人いるかと思うんですけど、既定の予算と今回の補正の10万円とその2人分が賄われるのかどうかということを確認したいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案書64ページ、6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、12節、委託料、同じく14節、工事請負費でございます。

12節、委託料につきましては、当初予算で計上しておりました飲料水の充填機なんですけども、打合せを重ねる中で、建物が完成しつつある中で、施設の配備について事業者と協議していく中で、不足しているものが多々ございまして、今回補正するという形になっております。

工事請負費でございますが、新たに発注ということではなくて、工種の変更によります、設計変更を予定しておりまして、その分のものでございます。

中身につきましては、小規模の施設でござ

いましたので、在来工法ということで、大工仕事ですね、現場での加工ということをご予定しておりましたが、私の見識不足でございまして、それでは工期が間に合わないということで、プレカット工法に変更してございます。

プレカット工法によります工期の短縮、それとあわせて、当初から指定してればよかったんですけども、道産材の指定をしておりませんでしたので、道産材への変更ということで大変申し訳ございませんが増額の設計変更というふうになってございます。

2点目の18節、負担金補助及び交付金の狩猟者養成事業補助金でございます。

今年につきましては当初予算、2名分の20万円を計上しておりました。

2名分については既に交付しておりますが、新たに1名追加になりまして、これはトママ在住の方でございまして、その方の分を今回計上しております。

小尾議員言われておりましたもう1人の新人ハンターという方でございますが、そちらにつきましては、地域おこし協力隊ということでございますので、地域おこし協力隊の制度の中で経費のほうは賄わせていただいております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） トママ支所長。

○トママ支所長（阿部貴裕君） 小尾議員の質問に御回答させていただきます。

議案書59ページ、2款、1項、6目、コミュニティセンター管理費の備品購入費でございます。

こちらにつきましては、エアコンの購入ということで5台分。内容といたしましては、多目的ホールに2台、和室2台、事務室に1台、合計5台となっております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） すいません。答弁漏れておりました。

採取に間に合うかどうかという御質問でございますが、現在、工期1月末ということで進めておまして順調に進んでおりますので、何とか間に合うように進めております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 何点かお聞きいたします。

51ページ、歳入の15款、道支出金の2項の道補助金、4目の農林業費道補助金のところの農業委員会活動促進事業道補助金についてであります。

117万8,000円と当初予算の約3分の1に及ぶ大幅な減額となっております。

この補助金については、農業委員会交付金事業、農地利用最適化交付金事業、北海道ネットワーク機構負担金事業、機構集積支援事業、以上4つの事業に関する道の補助金であります。今回の事業に対する補助金の減額なのか内容を具体的に教えてください。

それから、農業委員会活動促進事業道補助金となっておりますが、正しくは農業委員会等（など）活動促進事業補助金が正解なのではないかと思うんですけれども、答弁お願いいたします。

それからその下の中山間地域直接支払交付金についてですが、当初予算の倍近く増額されているわけなんですけれども、村のどのような対象行為により、簡単に言えば、どういう理由で増額されたのかということ。

そしてこの交付金が増額されたということの国の狙いはどういうことなのか、教えてください。いただきたいと思っております。

それから59ページになりまして、2款、総

務費の1項、総務管理費、8目の支所費の14節の工事請負費のところのトマム地区の公園整備工事、93万7,000円の減額ということで、例年200万円ほどを予算計上されていたものなんですけれども、今年度は100万円予算計上されているのが全額なくなったということです。

そもそも100万円の予算計上ってというのが、どういうことを予定して予算計上されたものなのか、その辺のことを伺いたと思います。

それから62ページ、3款、民生費、2項の児童福祉費、2目の保育所費、12節の委託料のところなんですけれども、トマム保育所周辺除雪業務委託料ということで、11万3,000円が載っているわけなんですけれども、当初予算になくて突然現れた項目なのでその内容をお聞きするものと、例年、今まであったのかどうかということの確認と、あと排雪のほうはどうなるのかについてということをお聞きします。

そして最後に、71ページ、12款の公債費、1項の公債費、2目の利子、22節の長期債年賦利子ということで、当初予算からかなり増えているわけで、当初予算が689万5,000円のところ、433万円とかなり増えているわけなんですけれども、どういう内容で増えたのか、その説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 木村議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案書51ページ、15款、道支出金、2項、道補助金、4目、農林業費道補助金のうち、農業委員会活動促進事業補助金の減額された事業は何なのかということでございます。

1点が、活動に対する補助金でございます。そちらについては、内示によりまして11万1,000円の減額でございます。

もう、もう一つありまして最適化の交付金でございます。

こちらについてはこの事業を始めたのが昨年度からということでございまして、前年度の実績により減額ということで、当初予定しておりました全額とはならず、実績に応じて交付されるということで、こちらにつきましては年数を重ねていきますとある程度の額を確保できるというふうに考えております。

それと農業委員会活動促進事業道補助金の名称でございます。

大変申し訳ございません。令和7年度から農業委員会等ということで、事業名が変わっております。今後修正して、新年度から直してまいりたいというふうに思っております。

11ページ、同じく中山間地域支払交付金でございます。

こちらの増額理由でございますが、令和6年度をもちまして占冠村の水田、転作田につきまして全て畑地化が完了してございます。

今まで中山間の対象には傾斜の少ない水田については対象とならないということで、入っておりませんでした。今回、畑地化に伴いまして面積の増ということで交付金が倍増しているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） トナム支所長。

○トナム支所長（阿部貴裕君） 木村議員の御質問に回答させていただきます。

議案書59ページ、2款、1項、8目、支所費、工事請負費の減額ということで、こちらにつきましては、今年度開催いたしましたワークショップにおきまして、トナム公園整備開始から10年目を迎え、これまでトナム地区公園基本計画に沿って進められてきました。

三つの公園エリアの整備につきましては、今後はハード面での公園整備ではなく、経年

劣化等により、更新が必要な物品の購入や公園施設の維持管理を優先することとしたということで、減額をさせていただいたものでございます。

100万円の当初予算の根拠ということでございましたけれども、このトナム地区公園基本計画に沿って進められてきました。

公園整備につきましては、村の財政状況を見ながら、予算の範囲内で進めていくという考え方のもとで、毎年度ワークショップを開催して、その予算内で整備の内容を決定していくということでございましたので、村の財政状況、予算の措置できる範囲内で100万円という措置をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

71ページ、12款、1項、2目、22節の長期債年賦利子の関係でございます。

こちらの主たる原因は、変動金利の改正によるものでございます。

その内容につきましては、今手元にございませんで御希望があれば、後ほど資料を整理いたしまして御説明差し上げたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） トナム支所長。

○トナム支所長（阿部貴裕君） 答弁が漏れておりました。

トナム保育所の除雪ということでございましたけれども、これまで地域住民の方の御好意で除雪をしていただいたものを、今年度は予算を措置して委託契約を締結して除雪を行うということでございます。

排雪につきましては、村の排雪の時にやっていただく、並びに除雪の雪を園庭に積み上

げて、山をつくって、子供たちが遊べるような形で活用していくということで、排雪につきましては村の排雪業務と合わせてやっただくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 長期年賦のことについては資料後からよろしく願いいたします。

それから、農業委員会活動促進の補助金のところなんですけども、農地利用最適化交付金事業関係のところの減額だということなんですけども、この農地利用最適化交付金事業というところならば、農地利用を最適化推進委員会等の実績に応じた交付金の部分に対するところなのか、農業委員会自体の実績に応じた交付金の部分、いずれの減額なのかお聞きしたいのと、中山間のところでこの増額に関して国の狙いはどうなのかということをお聞きしたいんですけども、その辺の答弁がなかったような感じなんですけど。

以上、お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

農業委員会活動促進事業道補助金のうち、農地利用最適化交付金が減額になっております。

こちらについては農業委員が最適化委員を兼ねてございますので、最適化に関わる活動の部分が減額の対象となったということでございます。

あと、中山間地域支払交付金につきましては、国の狙い様々あるかと思っております。

今回は特に集落で交付されてます交付金でございますので、他市町村では複数の集落がございまして、集落を連携した部分に対して交付金が加算されたり、地域のPTAであつ

たり町内会との連携に対する増額の交付というものがございます。

占冠村の場合におきましては、占冠集落ということで、1集落で全村網羅してございまして、占冠村の場合は1集落でございまして、面積も40ヘクタール以上、ちょっと面積については手持ちの資料がないもんですから言えませんが、ある程度の面積の集落ということで、加算の対象になっております。

ただ、大きくは今まで水田でもらえなかった面積分の増加というのが今回の増額の理由でございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第7号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第8号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第9号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、議案第9号、令和7年度村立診療所特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、令和7年度村立診療所特別会計補正予算第2号の件を採決しま

す。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第10号

○議長(児玉眞澄君) 日程第9、議案第10号、令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、令和7年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第11号

○議長(児玉眞澄君) 日程第10、議案第11号、令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会

計補正予算第1号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第11号、令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第12号

○議長(児玉眞澄君) 日程第11、議案第12号、令和7年度占冠村簡易水道会計事業会計補正予算第4号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、令和7年度占冠村簡

易水道事業会計補正予算第4号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第13号

○議長(児玉眞澄君) 日程第12、議案第13号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議員派遣の件

○議長(児玉眞澄君) 日程第13、議員派遣

の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付したとおり決定しました。

◎日程第14 閉会中の継続調査申出の件

○議長(児玉眞澄君) 日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

お諮りします。

ただいま村長から、議案第14号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第8号の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を追加日程第1として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第14号

○議長(児玉眞澄君) 追加日程第1、議案第14号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) それでは、議案書121ページをお願いいたします。

議案第14号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第8号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度占冠村一般会計補正予算第8号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,510万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

議案書122ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、264万2,000円の増額。

19款、1項、繰越金、5万8,000円の増額。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

2款、総務費、1項、総務管理費、5万8,000円の増額。

3款、民生費、2項、児童総務費、264万2,000円の増額でございます。

以上、御説明申し上げますので御審議頂きますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第14号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第5回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年1月21日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 小尾 雅彦